

ねんきんコーナー

国民年金保険料のUSN

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6千610円です。

令和3年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、1万7千円とされていますが、平成16年度から物価と賃金の変動に基づき令和3年度の保険料改定率0.977を乗じることにより、1万6千610円となりました。

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料を前納する場合は、期間および納付すべき額について、厚生労働省告示(令和3年厚生労働省告示50号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万4千590円、1年前納なら3千540円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万5千8

50円、1年前納なら4千180円、6カ月前納でも1千130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

(1) 2年分(4月～翌年3月分)の前納

(2) 1年分(4月～翌年3月分)の前納

(3) 6カ月分(4月～9月分、10月～翌年3月分)前納

(4) 毎月(早割、口座振替のみ)

(5) 毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による令和3年4月からの前納(2年分・1年分・6カ月分・早割)の新規申込は、2月末日で受付を終了しましたが、令和4年4月分からの受付は行っています。

また、年度途中で新たに国民年金に加入された方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。

※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。金融機関などで納めていただく必要がありますので、ご注意ください。

納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

なお、国民年金には保険料納付が免除、猶予される制度もありません。納付が困難だからといってそのままにせず、役場または年金事務所窓口で手続きをしてください。

○お問い合わせ
本庁 住民課 住基戸籍係
4312800
佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
5513701

日本年金機構 幡多年金事務所
3411616

軽自動車税の納税証明書の様式が変わります

口座振替による軽自動車税の納税者には納税証明書をお送りしています。令和3年度から証明書の様式がハガキに変わります。5月末頃お送りしますので、ご確認ください。なお、口座振替は5月25日(火)です。

○お問い合わせ

本庁 住民課 住民税係

4312816

「令和3年経済センサス」活動調査の実施・回答のお願い

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在の事業所および企業を対象とした「令和3年経済センサス」活動調査を実施します。5月下旬から、調査員がお伺いしますので、調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いいたします。

調査員は、必ず「調査員証」または「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。なお、今回の調査は、インターネットまたは郵送提出によりご回答いただけます。

調査の結果は、国および地方公共団体の行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

※「令和3年経済センサス」活動調査では、インターネットでの回答を推奨しています。

○お問い合わせ

本庁 企画調整室 企画振興係

4312177